



ビューローベリタス関西 2 事務所（大阪、神戸三ノ宮）をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

–INDEX–

【トピックス】

- ◆ 【再掲】建築基準法施行令等の改正について ～令和 6 年以降の改正予定内容～
- ◆ 省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.42 | 病院・診療所 | 病院・診療所の防火区画を押さえるポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

＜国交省関連＞

- ◆ 屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて
- ◆ 新技術・新材料、海外規格品鋼材の建築基準法における取扱いについて

＜地域条例等＞

- ◆ 京都府京都市/確認申請事前調査報告書について
- ◆ 兵庫県神戸市/「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」等の一部改正について
- ◆ 関西以外の地域について

▼関西 2 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 岡

【インフォメーション】

- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

【再掲】建築基準法施行令等の改正について ～令和 6 年以降の改正予定内容～

改正建築物省エネ法（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）【令和 4 年 6 月 17 日公布】）について、令和 6 年以降に予定されている改正内容を下記にまとめます。

1. 大規模な非住宅建築物の省エネ基準の引き上げ 令和 6 年 4 月（予定）
2. 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合の義務付け 令和 7 年 4 月（予定）
3. 4 号特例の変更 令和 7 年 4 月（予定）

→続きはこちら https://www.bvjc.com/news/news_detail/230123.html

省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）

[省エネ適合性判定業務](#)の体制強化を図るため、業務受託者を募集します。2025 年の大規模な建築物省エネ法改正

および 2030 年にかけて省エネ基準の段階的な厳格化が予定されており、今後は省エネ適合性判定対象の用途・規模が拡大し、判定対象物件数の急増が見込まれます。

資格を活かして働きたい審査未経験者も歓迎です。この機会に業務委託で活躍しませんか？

→詳しい募集内容はこちら <https://www.bvjc.com/careers/jobs.html#job05>

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.42 | 病院・診療所 | 病院・診療所の防火区画を押さえるポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2023 年 6 月号（2023 年 5 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/230519.html>

最新情報（国交省関連）

●屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

屋根の改修に関する建築基準法上の（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）取扱いについて、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m230523>

●新技術・新材料、海外規格品鋼材の建築基準法における取扱いについて

新技術・新材料や海外規格品鋼材における建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 37 条等の取扱いに関して、下記のとおり考え方を整理していますので、制度の運用にあたり参考してください。

なお、都道府県、特定行政庁及び地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m230523-02>

最新情報（法令・地域条例）

●京都府京都市/確認申請事前調査報告書について

京都府はこの度、建築確認申請の際に添付いただいている確認申請事前調査報告書を令和 5 年 4 月 28 日付けで変更されました。

以下直近変更履歴

令和 5 年 4 月 28 日

- ・表 2「工業地域における住宅と工場の共存の実現に向けた調和を図るための手続要綱による届出」を追加しました。
- ・表 2「京都市計画高度地区の空間創出型高度地区第 2 項に定める建築物の認定」を追加しました。

令和 5 年 4 月 6 日

- ・「液化石油ガスの保安の確保および取引適正化に関する法律第 38 条の 2 による基準適合義務」を追加しました。
- ・一部内容の整理を行いました。

令和 5 年 4 月 1 日

- ・表 2「大規模小売店舗立地法又は中規模小売店舗設置指導要綱に関する届出」を追加しました。
- ・表 2「京都市商業集積ガイドプランに関する協議」を追加しました。
- ・表 2「商業施設設置に関する届出又は協議」を削除しました。

・組織改正に伴い、一部の担当部署を修正しました。

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000024798.html>

京都市都市計画局建築指導部 建築審査課

TEL:075-222-3616

●兵庫県神戸市/「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」等の一部改正について

神戸市ではこの度、「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」および「神戸市建築物の安全性の確保等に関する例」の一部を改正されました。

1 改正の概要

近隣住民等の生命・身体および財産に危険が切迫している場合に必要最小限の措置を行う「応急的危険回避措置」について、風水害の発生により急激に状態が悪化し早急な対応が必要な場合や、所有者による速やかな対応が見込めない場合等において、市民の安全・安心の確保のため、必要に応じて所有者が判明している場合であっても当該措置を実施できるよう、両条例の一部改正を行いました。

2 公布日および施行日

公布日：令和 5 年 3 月 31 日

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

詳細については下記にてご確認ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a92551/akiyaakichijorei_r5.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください

神戸市建築住宅局建築指導部 安全対策課

TEL：078-595-6574

関西以外の地域について

●東京都/高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例の施行について

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年東京都条例第 26 号。以下「条例」という。）が、令和 5 年 3 月 31 日に公布され同年 10 月 1 日から施行される予定です。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

東京都都市整備教区 市街地建築部 建築企画課

やさしいまちづくり推進担当

TEL：03-5388-3345

●広島県/災害危険区域の指定について

広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 16 号）第 3 条の規定により指定されました。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜崩壊危険区域に指定されました。

広島市安芸区 瀬野南一丁目 瀬野南一丁目二地区

呉市 倉橋町 小迫 向田地区

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県 建築課 構造審査グループ

TEL:082-513-4159

●香川県/土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項および第 9 条第 1 項の規定により

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が次のとおり指定されました。

土砂災害警戒区域

高松市屋島西町 屋島西町_2 他 13 か所

土砂災害特別警戒区域

高松市塩江町安原下第 1 号 来栖_1 他 18 か所

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

香川県 土木部建築指導課

TEL:087-832-3612

●福岡県古賀市/「古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正について

古賀市では「古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部改正がなされました。

【改正の概要】

・馬渡地区地区計画を廃止し、釜田地区地区計画および古賀グリーンパーク地区地区計画の決定に伴う条例の一部改正

【一部改正条例の公布、施行日】

令和 5 年 3 月 29 日

詳細については下記にてご確認ください。

https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/reiki/reiki_honbun/q025RG00001101.html

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

福岡県古賀市 建設産業部 都市整備課 都市計画係

TEL:092-942-1119

●大分県大分市/大分都市計画の決定（変更）について

大分市では大分都市計画の決定（変更）がなされました。

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.city.oita.oita.jp/machizukuri/toshi/index.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

大分市都市計画班

TEL:097-506-4659

■ 関西 2 事務所からヒトコト

いつもお世話になります、関西営業の岡です。

私は普段、スマホで時間を確認することが多く、先日の母の日には、ウォーキングをしている母にスマートウォッチをプレゼントしましたが・・・すごいですね！

昨今のスマートウォッチは、（機種にもよるかも知れませんが）歩数計のほかに、睡眠測定や心拍、血中酸素濃度まで測ることができるほか、その他諸々の機能が満載でびっくりしました！心の底から・・・「便利な世の中になったもんなぁ」と言ってしまうました。

ビューローベリタスでは電子申請や TV 会議システム、メール相談など、各種オンラインツールの整備をし、10 年前とは様変

わっていますが、お客様に「便利になったなあ」と言って貰えるとてもうれしいです！
とはいえ、利便性だけでなく、私を含め所員の人間性やホスピタリティもしっかりお伝えできるよう精進してまいります！

これからも、デジタル・アナログ共にビューロー・ベリタス大阪/神戸三ノ宮事務所をよろしくお願い申し上げます！

営業 岡

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューロー・ベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、
現在は**年間 12,000 件***の検査を実施しております。* 2022 年 1 月～12 月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・
防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL
認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを
行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・ウェブサイト先等は 2023 年 5 月 23 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューロー・ベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

大阪事務所	TEL: 06-6258-8231	FAX:06-6241-3075
	MAIL: ctbca.osa@bureauveritas.com	
神戸三ノ宮事務所	TEL: 078-334-7252	FAX:078-334-7253
	MAIL: ctbca.ekb@bureauveritas.com	

ウェブサイト:[Bureau Veritas Japan](https://www.bureau-veritas.com/japan/)|[建築確認](#)

(C) 2023 Bureau Veritas Japan